

食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針の 改定を要する研究事項について（案）

○ 研究結果を踏まえた対応（案）

食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針（令和元年 5 月 28 日食品安全委員会決定。以下「評価指針」という。）は、食品健康影響評価技術研究（課題名：合成樹脂製器具・容器包装のリスク評価における溶出試験法に関する研究（平成 29 年度～令和元年度（3 年間））。以下「溶出試験法研究」という。）の知見を活用して、策定された。

評価指針の策定後に、溶出試験法研究で検討された研究事項（資料 5－2 及び 5－3 参照）は、その結果と現行評価指針の内容とを照らし合わせると、「A 評価指針の改定を要する研究事項」又は「B 現行評価指針の内容で対応できている研究事項」に分類でき、具体的には以下のとおり分類できると考えられる。

A 評価指針の改定を要する研究事項

① 乳・乳製品の溶出試験条件の検討

※ 提案された溶出試験条件を反映する観点から改定

② 代表樹脂等の設定の検討

※ 提案された代表樹脂を反映する観点から改定

③ 乾燥食品の溶出試験法に関する検討

※ 現行の評価指針では PP0 を用いた具体的な試験方法について言及がないことから、その参照先等の明示の観点から改定

④ 電子レンジ用食品の溶出試験法に関する検討

※ 現行の評価指針では電子レンジ用食品に適用される溶出試験条件の言及がないことから、その説明の拡充の観点から改定

B 現行評価指針の内容で対応できている研究事項

① 長期保存食品の溶出試験法に関する検討

※ 現行の評価指針における試験条件設定は、保守的に設定されていることが確認できたため改定は不要